

令和7年1月31日

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長裁定

1 趣旨

日本の青少年を取り巻く環境は大きく変化し、グローバル化やIT化が進み、社会が豊かで便利になる一方、経済格差が体験の機会の差を広げていることも懸念されている。当機構においては、このような時こそ関係機関と連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長にとって体験がいかに大切であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を展開している。

また、子どもたちの基本的な生活習慣の確立のため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開している。

このため、本事業では、国立青少年教育施設が所在していない府、県において、青少年の体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取組を実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する「体験の風をおこそう」運動及び基本的な生活習慣の確立を目指す「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する「地域ぐるみで『体験の風をおこそう』運動推進事業」を実施する。

2 委託事業の内容

国立青少年教育施設が所在していない府、県において、青少年の体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取組を実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組及び青少年の体験活動等をより一層推進する取組として、実行委員会が有するネットワークを活用した子どもゆめ基金広報活動等を委託事業により実施する。

3 事業の委託先

- (1) 国立青少年教育施設が所在していない府、県（教育委員会含む）及び指定都市
- (2) 国立青少年教育施設が所在していない地方公共団体、公立青少年教育施設、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体、NPO法人等で構成する、次の①から④までの要件を全て満たし、かつ、取組を企画・実施できる実行委員会とする。
 - ①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - ④団体等の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から同年度の2月14日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託先の選定は、別途定める企画公募要領に基づいて行う。
- (2) 採択された上記3（1）の府、県（教育委員会含む）及び指定都市又は3（2）の実行委員会（以下、「受託者」という。）が委託を受けようとするときは、事業計画書（様式A）等を独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「委託者」という。）に提出すること。

- (3) 委託者は、上記(2)により提出された事業計画書の内容を確認し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、受託者と委託契約を締結する。

6 委託経費

委託者は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、一般管理費）を委託費として支出する。

詳細については、「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」経費の取り扱い等に基づき、適正な執行に努めること。

なお、計上できる経費は委託期間内に限る。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。

8 事業完了（廃止）の報告

- (1) 本事業の委託を受けた受託者は、事業が完了したとき、又は廃止を決定したときは、委託事業完了（廃止）報告書（様式B）に、証憑資料等のコピーと各事業中の写真を添付し、完了した日から30日を経過した日又は同年度の2月24日のいずれか早い日までに委託者に提出すること。
- (2) 上記(1)で定める委託事業完了（廃止）報告書（様式B）のほか、受託者の取組について事例の提供を求める場合がある。

9 委託費の額の確定

- (1) 委託者は、上記8(1)により提出された委託事業完了（廃止）報告書（様式B）について、調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 委託費の支払い

委託者は、受託者の請求に基づいて委託費を支払うものとする。その際、受託者は、精算払請求書（様式C-2）を委託者に提出すること。ただし、受託者からの要求により、必要があると認められるときは、委託費の全部又は一部について概算払することができる。受託者は、概算払を申請する場合には、概算払申請書（様式C-1）を委託者に提出すること。

11 その他

- (1) 委託者は、受託者が実施する事業の内容が委託事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 委託者は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力することとする。
- (3) 委託者は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める委託要領に基づく。